

議案第 9 号

我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

市民にとってより相談しやすい施設とするため、名称を我孫子市教育相談センターに改めるとともに、事業内容を具体的で分かりやすいものとするため提案するものです。

我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例

我孫子市教育研究所設置条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>我孫子市教育相談センター設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、教育に関する研究及び調査、教育関係職員の研修並びに教育相談を行うことを目的として、我孫子市教育相談センター（以下「教育相談センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 教育相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">我孫子市教育相談センター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第3条 教育相談センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 特別支援教育に関する研究及</p>	名称	位置	我孫子市教育相談センター	略	<p>我孫子市教育研究所設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、教育に関する研究及び調査、教育関係職員の研修並びに教育相談を行うことを目的として、我孫子市教育研究所（以下「研究所」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">我孫子市教育研究所</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第3条 研究所は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 教育に関する専門的事項及び</p>	名称	位置	我孫子市教育研究所	略
名称	位置								
我孫子市教育相談センター	略								
名称	位置								
我孫子市教育研究所	略								

<p><u>び調査並びに特別支援教育の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>不登校の児童又は生徒その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒への支援に関する研究及び調査並びに当該児童又は生徒への支援の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>児童、生徒、保護者等の教育相談に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、我孫子市教育委員会（第5条において「教育委員会」という。）が必要があると認める事業</u> (職員)</p> <p>第4条 <u>教育相談センター</u>に所長、指導主事その他必要な職員を置く。</p>	<p><u>技術的事項の研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) 教育相談に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>科学教育の普及及び啓発に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、研究所の目的を達成するための必要な事業</u> (職員)</p> <p>第4条 <u>研究所</u>に所長、指導主事その他必要な職員を置く。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。